

山下江法律事務所  
実務に役立つ  
企業法務の基礎

第101回

下請法(2)

前回から下請法を取り上げて  
います。

今回は、下請法の適用対象に  
なる取引のうち、「製造委託」  
と「修理委託」について説明し  
ます。

製造委託

製造委託とは、物品の販売、  
製造や修理を専門とする事業者が、規  
格・品質・形状等を指定して、規  
他の事業者に対し、物品等の製  
造や加工などを依頼することを  
いいます。

ここでいう「物品」とは、動  
産のことを指しており、家屋な  
どの建築物は対象に含まれませ  
ん。「製造」とは、原材料である  
物品に一定の工作を加えて、新  
たな物品を作り出すことをい  
ます。また、「加工」とは、原材料で

ある物品に一定の工作を加える  
ことにより、一定の価値を付加  
することをいいます。

この製造委託は、次の4つの

タイプに分かれます。

(1) 物品の販売を行っている事  
業者が、その物品や部品等の

製造を他の事業者に委託する  
場合

(2) (具体例) 自動車メーカーが  
自動車部品の製造を部品メー  
カーに委託する場合

(3) 物品の製造を請け負ってい  
る事業者が、その物品や部品  
等の製造を他の事業者に委託  
する場合

(4) (具体例) 機械メーカーが受  
注生産する機械に用いる部品  
(具体例) 機械メーカーが受  
注生産する機械に用いる部品  
の製造を部品メーカーに委託  
する場合

(5) 物品の修理を行っている事  
業者(自社の機械等を自ら修  
理している場合も含みます)

が、その物品の修理に必要な  
部品・原材料等の製造を他の  
事業者に委託する場合

(6) (具体例) 家電メーカーが販  
売した製品の修理用部品の製  
造を部品メーカーに委託する  
場合

④ 自社で使用・消費する物品  
を社内で製造している事業者  
が、その物品や部品等の製造  
を他の事業者に委託する場合

(7) (具体例) 製品運送用の梱包  
材を自社で製造している機械  
メーカーが、その梱包材の製  
造を資材メーカーに委託する  
場合

(8) (具体例) 自動車ディーラー  
が、請け負った自動車の修理  
作業を修理会社に委託する場  
合

(9) (具体例) 自社で使用している  
物品の修理を、修理を自社で行  
っている事業者に委託する場  
合

(10) (具体例) 自社工場の設備等  
を社内で修理している機械メー  
カーが、その設備の修理作  
業を修理会社に委託する場  
合

(11) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合

(12) (具体例) 自社で使用している  
物品の修理を、修理を自社で行  
っている事業者に委託する場  
合

(13) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合

(14) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合

(15) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合

(16) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合

(17) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合

(18) (具体例) 下江法律事務所  
田中伸山副代表が、その設備の  
修理を他の事業者に委託する  
場合



弁護士  
田中伸山  
下江法律  
事務所  
副代表

広島県三原市出身。広島大学附  
属福山高校、一橋大学法学部卒  
業。平成9年司法試験合格。平  
成12年4月広島弁護士会入会。  
平成23年度広島弁護士会副会長。  
【主な取扱分野】企業法務、債  
権回収、債務整理、相続、事業  
承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

**山下江法律事務所**

広島本部、呉、東広島、福山、岩国支部

広島弁護士会、山口県弁護士会所属

山下江

検索

□契約書チェック

◆企業法務相談料30分5千円(+税)

□債権回収

◆案件により着手金無料(応相談)

□労務問題など

企業法務専門サイトあります

<https://www.hiroshima-kigyo.com>



H29.11撮影



相談予約専用  
フリーダイヤル  
0120-7834-09